

西原村建設コンサルタント業務等委託最低制限価格の設定について

1. 概要

- 本村が発注する建設コンサルタント業務等の入札及び契約の適正化を推進するため、最低制限価格を設定する。

2. 内容

(1)対象業務

- 予定価格が50万円を超え、かつ、競争入札に付する測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の委託とする。ただし、村長が特に認めるときは、この限りでない。

(2)算定方法

- 最低制限価格は、下表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表算定基礎額1の欄から4の欄までに掲げる予定価格算定の基礎となった額(1円未満切捨て)を合計した額とする。ただし、最低制限価格が下表設定範囲の上限額を超える場合はその上限額(1円未満切捨て)を、下表設定範囲の下限額を下回る場合はその下限額(1円未満切捨て)を最低制限価格とする。

業務区分	算定基礎額 1	算定基礎額 2	算定基礎額 3	算定基礎額 4	設定範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	予定価格の100分の60から100分の82まで
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格の100分の60から100分の80まで
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の100分の60から100分の80まで
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の3分の2から100分の85まで
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	予定価格の100分の60から100分の80まで

3. 適用日

- 令和5年4月1日以降に指名競争の入札通知又は一般競争の入札公告を行うものについて適用する。